

第1章 総則

第1項 本特記仕様書は、佐賀競馬場駐車場スロープ設置工事及び新1,2,3号きゅう舎周辺アスファルト舗装工事(舗装補修工)に適用する。

第2項 本工事は設計図書及び本特記仕様書によるほか、次に掲げるもの(以下「共通仕様書等」という)により実施するものとする。

1. 土木工事等共通仕様書
2. 土木請負工事必携(九地整HP)
3. 土木工事施工管理の手引き

※土木工事等共通仕様書等は、佐賀県 県土整備部、農林水産部及び地域交流部において定めたものをいう。

※土木工事等共通仕様書等及び別添特記仕様書中の図書等については、本工事契約時点での最新版を使用すること。

第2章 施工条件

第1項 本工事の施工にあたっての施工条件を下記に明示するので、受注者は、施工計画書の作成時及び工事施工時においては十分留意するものとする。

なお、明示した施工条件に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。また、施工条件が当初の段階で想定できず、工事実施期間中に発生した場合についても、甲乙協議し、契約変更の対象とする。

1) 工程関係

- ・ きゅう舎団地内での施工については、施工範囲全域を工事期間中通行止めにする事はできず、部分的な工期の設定が必要となる。

きゅう舎団地内の施工日、施工時間については、下記のとおりとする。

- ・ ①競馬開催日は作業を実施しない。
- ・ ②作業開始時間は10時を基本とし、毎週金曜日は13時を基本とする。
- ・ ③上記の他に変更がある場合には、別途協議するものとする。
- ・ 関係団体との協議が必要となる。
- ・ 他官庁等との協議の結果、特定された条件は特段付されていない。
- ・ 余裕工期は見込んでいない。
- ・ 地下埋設物等の調査は、すべて完了している。

2) 用地関係

- ・ 工事区域の用地取得については、すべて完了している。
- ・ 本工事における借地は予定していない。

3) 公害関係

- ・ 工事に伴う公害防止(騒音・振動・粉塵・排出ガス等)については、特段考慮していない。
- ・ 水替、濁水処理等は特段考慮していない。
- ・ 事業損失に係わる事前調査等は考えていない。

4) 安全対策関係

- ・ 本工事は、施工箇所に1名の交通誘導警備員の配置を予定している。
- ・ 公共・公益施設(鉄道、ガス、電気、電話、水道等)からの施工上の制約はない。
- ・ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策は、特段考慮していない。

5) 工事道路関係

- ・ 資機材等の搬入路については、既設の道路を使用することで考えており、特に道路管理者(地元住民等)等からの制限は受けていない。

6) 仮設備関係

- ・ 本工事で設置した仮設物については、工事目的物が完成した段階で撤去するものとする。

7) 建設副産物関係

- ・ 別紙による。

- 8) 工事支障物件等
 - ・ 工事区域の占用等の支障物件については、地上、地下すべて移転を完了している。
- 9) 薬液注入関係
 - ・ 薬液注入工法の施工予定はない。
- 10) その他
 - ・ きゅう舎団地内に工事用資機材の仮置きはしないこと。ただし、仮置きが必要となる場合には、事前に監督員と協議を行うこと。
 - ・ 現場発生品及び支給品等はない。
 - ・ 近接施工については、佐賀競馬ホームページ内に掲載されている、『令和8年度 きゅう舎等建替工事の発注見通し一覧表』を事前に確認すること。
 - ・ 新技術・新工法・特許工法は予定していない。
 - ・ きゅう舎団地内の工事においては、毎日競走馬が通行する箇所であるため、施工後は部分使用を基本とする。また、施工日毎に資機材等の撤収または養生を実施し、翌作業日までの間、施工範囲を競走馬が通行できる状態に復旧すること。
 - ・ 用水の取水については、特段考慮していない。
 - ・ コンクリート取壊しについて、構造が不明なため無筋で計上している。現場条件の相違が判明した場合、打合せ簿の提出及び現地立会を求めること。

第3章 その他

第1項 県産品資材の優先使用

佐賀県リサイクル認定製品に登録されている、溶融スラグ入りコンクリート二次製品に該当する規格については、その製品を原則使用すること。また、認定製品の登録状況により元請業者から新材使用の協議があった場合は、工事打合せ簿により監督員の承諾を得るものとする。

第2項 建設業退職金共済制度の加入について

○佐賀県 県土整備部、農林水産部及び地域交流部土木工事等共通仕様書第1章第52節第3項

受注者は、建設業退職金共済制度に加入し、その掛金納付書の写しを工事請負契約締結後1ヵ月以内及び工事完成時に、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

(※注1)

上記の仕様については、以下の取り扱いとする。

- 1) (※注1):「及び工事完成時」とは、工事契約締結当初は、工場製作の段階であるため建設業退職金共済制度(以下「建退共制度」という)の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内(契約締結後1ヵ月)に当該工事に係る収納書を提出できない事情があると認められる場合において、あらかじめ発注者に申し出たときはこの限りではない。
- 2) 請負契約額の増減変更があった場合において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時まで提出すること。
また、購入しなかった場合は、その理由を書面より申し出ること。
- 3) 受注者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
- 4) 受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入し現物により交付すること。
または、建退共制度の掛け金相当額を下請代金中に算入し、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すること。
- 5) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者において事務処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

第3項 個人情報の取扱いについて

本工事により知り得た個人情報については、本工事の施工のためだけに使用するものとし、それ以外の目的に使用することを禁ずる。

また、個人情報が記載された書類、図面等については、受注者において厳正に管理し、廃棄を行う場合においては、外部に漏洩することがないように適切に処理すること。

第4項 成績評定について

本工事は、成績評定対象外である。

第5項 提案(創意工夫・社会性等)について

受注者は、当該工事において、土木工事施工管理の手引き 様式－34(1)に示す考査項目の「創意工夫」「社会性等」に関して提案するものがあれば、工事打合簿等の書式で実施状況(様式－34(1)(2))により提出することができる。

- ・提案する案件は、着工前に必ず発注者側と打合せを行うこと。
- ・着工前の打合せ及び実施後の最終的な提案に際し、実施状況(様式－34(1)(2))を提出する。
- ・最終的な提案の期限は工事完了時までとし、その内容は明確に記載するとともに必要な資料を添付すること。
- ・事前打合せした案件の全てが評価されるとは限らないことに留意すること。また、内容や効果等の記載が不適切なものは評価しない。

第6項 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第7項 対象となる要領等

本工事は、以下に示す要領等の対象工事である。

各要領等に基づき実施すること。

	適用年月日
・ウィークリースタンス実施要領	(R6.4.1)
・工事監督におけるワンデーレスポンス実施要領	(R3.10.30)
・電子納品運用ガイドライン	(R8.1.30)
・工事一時中止に係るガイドライン	(R2.7.30)
・建設工事設計変更ガイドライン	(H28.2.1)
・設計変更会議実施要領	(R3.10.30)
・工事書類簡素化の手引き	(R4.3.14)
・情報共有システム運用ガイドライン	(R6.8.8)
・熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領	(R3.10.30)
・現場環境改善費試行要領	(R8.4.30)
・建設現場における「快適トイレ」設置試行要領	(R3.10.30)
・地下埋設物・架空線等上空施設の事故防止マニュアル	(H26.1)
・建設現場の遠隔臨場に関する試行要領	(R7.4.30)
・佐賀県「週休2日試行工事」実施要領 週休2日試行工事(現場閉所)	(R7.9.30)
・三者調整会実施要領	(R3.4.1)

なお、上記の要領等については佐賀県庁ホームページ内に掲載されております。

- ・佐賀県庁ホームページ>分類から探す>しごと・産業>入札・補助金・公共事業>入札>建設工事関連 入札制度等>積算等技術案内>設計積算図書及び土木工事に関する部内通知および要領等について
- ・佐賀県庁ホームページ>分類から探す>しごと・産業>入札・補助金・公共事業>入札>建設工事関連 入札制度等>積算等技術案内>佐賀県のCALS/ES
- ・佐賀県庁ホームページ>分類から探す>しごと・産業>入札・補助金・公共事業>入札>建設工事関連 入札制度等>入札契約制度>佐賀県自社施工適正実施要領の制定について

第8項 上記によらない特記事項について
別添の特記仕様書による。

公共工事建設副産物(建設発生土)特記仕様書

本特記仕様書は、佐賀競馬場駐車場スロープ設置工事及び新1,2,3号きゅう舎周辺アスファルト舗装工事(舗装補修工)に適用する。

◎公共工事建設副産物処理について

1. 処理条件は下記のとおりとする。

	処理の区別 (下記より選択)	運搬数量 (%、t)	運搬距離 片道 L(km)	運搬先所在地	処理施設名称等 (公共工事の場合は工事名)
コンクリート塊	B:任意	1(m3)	8.8	鳥栖市	(株)篠原建設
アスファルト・ コンクリート塊	B:任意	3(m3)	5.9	鳥栖市	(株)龍建設
建設発生木材					
その他(具体的:)					
建設発生土	B:任意	422(m3)	1.7	三養基郡みやき町	(株)中嶋土木

イ.{A:自ら利用(現場内利用)・B:中間処理施設・C:最終処分場}への搬出及び{指定・任意}処分を記入

※任意の場合、記載されている処理施設以外への搬出を制限しない。

※コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材は、建設リサイクル法第16条により最終処分はできない。

2. 処理条件に変更が生じた場合は、発注者、受注者の協議により設計変更する。

3. 建設発生土を処分する場合は、着工前、完了後について以下の資料を提出すること。

(1)着工前

○再生資源利用〔促進〕計画書(様式－1、2)

○任意処分の場合は、「発生土処分地に関する関係法令のチェックリスト」(様式－7)

○再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票(様式－8)

○「着工前」建設発生土管理チェックリスト(様式－10)

※「発生土処分地に関する関係法令のチェックリスト」(様式－7)は受注者からの協議により処理施設を決定する場合のみ添付すること。

(2)完了後

○再生資源利用〔促進〕実施書(様式－3、4)

○発生土搬出管理表(様式－12)

○発生土処分終了報告書(様式－13)

○土量・写真管理資料

※再生資源利用計画書及び実施書はコブリス・プラスで入力すること。

※建設リサイクル法に基づく通知が必要な工事については、計画書を入力した後、コブリス・プラスシステムからのメールで入力完了の報告を行うこと。なお、詳細については、県HP「建設リサイクル法に基づく11条通知の電子化試行について」を参照すること。

◎公共工事再生資材使用について

1. 再生資材の種類、使用数量

再生資材の種類、規格	設計数量(m3)
再生As合材 分級型 密20mm	180t
再生As合材 分級型 密13mm	3t
クラッシャーラン RC-40	278m3

2. 条件の変更: 処理条件に変更が生じた場合は、発注者、受注者の協議により設計変更する。

3. 再生資材使用における施工管理については、新規材使用の場合と同様にする。ただし、再利用施設からの材料の搬入については「再生資材利用確認表」(様式－14)を品質管理書類等に添付するものとする。

舗装の切断作業時に発生する排水の具体的な処理方法に関する特記仕様書

本特記仕様書は、佐賀競馬場駐車場スロープ設置工事及び新1,2,3号きゅう舎周辺アスファルト舗装工事(舗装補修工)に適用する。

舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。

回収された排水については、産業廃棄物(汚泥)として適正に処理するものとし、必要と認められる経費については、協議の上、設計変更の対象とする。

「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(請負業者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分、性状等)を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。